

植物遺伝資源を巡る新たな国際状況における品種保護制度 の課題とわが国の今後の対応方向に関する考察

誌名	熱帯農業研究
ISSN	18828434
著者名	大川,雅央 新野,孝男 白田,和人 長峰,司
発行元	日本熱帯農業学会
巻/号	5巻2号
掲載ページ	p. 104-110
発行年月	2012年12月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



植物遺伝資源を巡る新たな国際状況における品種保護制度の課題と わが国の今後の対応方向に関する考察

大川雅央^{1*}・新野孝男²・白田和人²・長峰 司³

¹ (独)種苗管理センター 〒305-0852 茨城県つくば市藤本 2-2

² (独)農業生物資源研究所 〒305-8602 茨城県つくば市観音台 2-1-2

³ (独)農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター 〒721-8514 広島県福山市西深津町 6-12-1

キーワード アクセス, 特許, 利益配分, ITPGR, UPOV

Considerations on Plant Variety Protection System under New International Situations concerning Plant Genetic Resources Masao OKAWA^{1*}, Takao NIINO², Kazuto SHIRATA² and Tsukasa NAGAMINE³ ¹National Center for Seeds and Seedlings, 2-2 Fujimoto, Tsukuba, Ibaraki 305-0852, Japan, ²National Institute of Agrobiological Sciences, 2-1-2 Kannondai, Tsukuba, Ibaraki 305-8602, Japan, ³Western Region Agricultural Research Center, NARO, 6-12-1 Nishi-fukatsucho, Fukuyama, Hiroshima, 721-8514, Japan

Key Words: Access, Benefit Sharing, ITPGR, Patent, UPOV

緒 言

植物の品種保護制度は、「新品種の改良をした者に何らかの報酬が与えられる」ことを規定した1833年のバチカン王国の勅令(早川, 1993), 1904年の英国王立園芸協会による優秀な品種の育成者を表彰する制度(鳥飼, 1979), 1922年のフランスにおける品種名称のみの保護制度(赤保谷ら, 1979)等とその萌芽がみられる。品種保護制度の成立過程には, 既存の特許制度により品種の保護を行おうとする流れと, 特許制度以外の品種保護制度を確立しようとする流れがある。前者の流れとしては, アメリカにおいて1930年に特許法を改正し, 栄養繁殖する植物について植物特許が与えられている(農林水産省, 1983)。また, 1883年に成立した工業所有権の保護に関するパリ条約は, 1934年の改正により追加された第1条(3)において, 「工業所有権の語は, 最も広義に解釈するものとし(略), 農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(略)についても用いられる」と規定し, 植物も特許の対象になり得るとした。ドイツでは1934年にタバコが, フランスとイタリアではそれぞれ1949年と1951年にバラの品種に特許が与えられた(早川, 1993)。一方, 品種の特許制度の対象にすることについては, 育種過程の反復可能性の低さなどの理由で発明に該当しないとの疑問も出されていた(農林水産省, 1983)。このため, ベルギー, オラ

ンダ, 西ドイツおよびスイスでは, それぞれ1936年, 1941年, 1953年および1959年に品種保護に関する特別法が制定された(赤保谷ら, 1979)。

このような状況を背景に, 西欧諸国の育種家により1938年に設立された国際的な非政府機関である国際植物品種保護育成者協会(ASSINSEL)は, 1950年代半ばまでは育種家の権利として特許制度を容認する立場をとり, パリ条約に品種の特許を明確に含めることを国際工業所有権保護協会(AIPPI)に求めている。しかし, AIPPIは工業所有権の概念を広げることには否定的であったことから(山名, 1999), ASSINSELは育種家の権利を保護する方法について研究するため, 1956年にフランス政府に対して国際会議を開催することを要請した(鳥飼, 1979)。この要請を受けて, 1957年にフランス政府が開催した会議において, 品種保護に関する基本原則が定められた(早川, 1993)。そして, 1961年に「植物の新品種の保護に関する国際条約」(International Convention for the Protection of New Varieties of Plants, 以下「UPOV条約」という。)がパリ条約の枠外の条約として締結され, 1968年にヨーロッパ5カ国で発効した。

一方, バイオテクノロジー等の育種技術の進歩に伴い遺伝資源の価値が高まると(Demsetz 1967), 多くの国, 特に開発途上国は, 自国の植物遺伝資源に関心を持つようになり, 「生物多様性条約」(Convention on Biological Diversity, 以下「CBD」という。1993年発効。)や「食料農業植物遺伝資源条約」(International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture, 以下「ITPGR」という。2004年発効。)が策定され国際法として確立した(大川ら, 2010a)。CBDとITPGRは「遺伝資源へのアクセスと公正, 衡

責任編集者 西川芳昭

2012年3月21日受付

2012年5月21日受理

* Corresponding author

okawasan@ncss.go.jp

平な利益配分」が目的の一つとされ、UPOV 条約等の新品種の保護に関する知的財産権制度との関係が常に問題となっている。

本論文においては、植物遺伝資源のアクセスと利益配分の仕組みを持つ CBD および ITPGR と品種保護制度、特に UPOV 条約とがどのような関係で結び付き、かつ相互補完的に機能しているかを検証するために以下の論点について考察する。そして最後に、それらの状況を踏まえて、CBD および ITPGR と整合するわが国の品種保護制度のあり方について提案する。

論点 1：特許が品種の保護制度としてなじまない理由

論点 2：品種保護制度としての UPOV 条約の問題点

論点 3：アクセスと利益配分をめぐる UPOV 条約と CBD および ITPGR との整合

問題点の指摘と考察

1. 特許が品種の保護制度としてなじまない理由

品種に特許が与えられるためには、特許の対象となる品種が発明であること、新規性、進歩性、産業上の利用可能性、および技術の公開のための明細書への正確な記載（以下「発明の開示」という。）という要件を満たす必要がある。以下では、品種を特許で保護しようとする場合における発明の開示および進歩性の要件を満たすことの困難さに加えて、増殖過程の反復可能性の問題について考察する。

1) 発明の開示の問題

品種を特許で保護しようとする場合、品種は発明である必要がある。発明は「自然法則を利用した技術的思想」であることから、常に一定の効果の得られることが必要である（中山，2003）。発明の開示の問題は、品種の場合、育種過程の反復可能性の問題と考えることができる（相澤，1994）。育種過程の反復可能性の問題とは、図 1 に示したように、自殖性作物の品種 A と品種 B を交配して新品種 C を育成するという

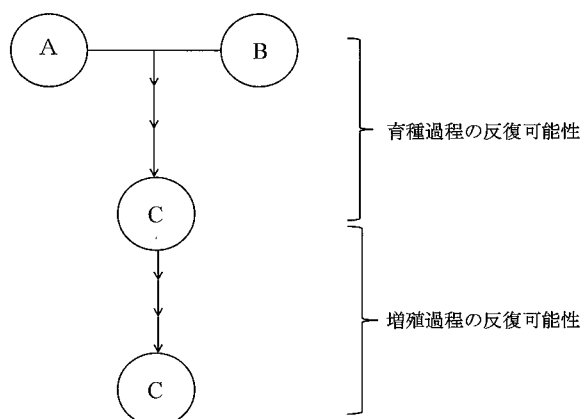


図 1 自殖性作物育種における品種の反復可能性。

通常の育種過程において、この過程を再現することが理論的には可能でも、現実的にはほぼ不可能であるということである。また、他殖性作物における交配育種においても、この過程を再現することは現実的に困難である。さらに、現在の技術では育成された新品種の遺伝情報のみから植物体を再生することができない。このことは、特許の明細書に克明に記述された品種特性のみから同じ品種を作出することはできないという発明の開示に関係する問題である。現在の特許制度においては、新品種の種子等の植物体を指定された保存機関に寄託することにより他者による再現性の試験を担保することによりこの問題の解決が図られている。しかし、寄託された種子等は品種の登録期間が切れるまで新品種の育種には使用できないため、寄託制度により問題が十分に解決されたとは言い難い。このため UPOV 条約は、登録品種を市場から入手して登録品種を育種目的で利用することには育成者権が及ばないこと（Breeder's exemption, 以下「育種利用自由の原則」という。）を義務要件としていることによりこの問題に対応していると考えられる。

2) 進歩性の問題

一方、新品種は既存の品種の諸形態、諸性質の新しい組み合わせに過ぎないと考えることもできる。すなわち、工業製品の場合における公知技術の寄せ集め、あるいは容易になし得る設計変更などのケースと同様に進歩性を否定される場合も考えられる（赤保谷ら，1979）。このため、交配等による通常の育種法で育成された新品種は、進歩性の要件を満たすことが困難であり、特許制度による保護になじまない一因とされている。しかし、遺伝子導入技術を用いて作成した新品種は、進歩性を満たし特許の対象になり、新品種をまったく特許の対象からはずしてしまうことはできず、このため、わが国では現在でも特許制度と品種登録制度とが並存しているが、現実の問題として品種に特許が与えられるということはほとんどない（赤保谷ら，1979）。

3) 増殖過程の反復可能性の問題

増殖過程の反復可能性の問題とは、図 1 に示すように、品種は有性または無性生殖により増殖された後、種苗として市場流通されるが、この増殖過程で特性が変異することから生じる問題のことである。増殖過程で自然突然変異が起きた品種は、保護の対象となる品種とは異なる特性を有するため、知的財産権制度による保護が行えない。この問題を回避するために、米国では増殖過程での変異がほとんどないと考えられる栄養繁殖性作物のみを植物特許の対象としている（農林水産省，2009）。なお、UPOV 条約では、特許制度にはない均一性と安定性の要件を別途設けることによ

り、この問題に対応している。

以上のことから、知的財産としての品種の性質を特許の保護対象である発明と対比した場合、品種は、「発明の開示」および「進歩性」の問題に加え、「増殖過程の反復可能性」の問題のために、特許による保護になじまないと言える。

2. 品種保護制度としての UPOV 条約の問題点

1994年に策定された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(以下「TRIPS協定」という。)は第27条「特許の対象」の3項において、「加盟国は、次のものを特許の対象から除外することができる。」と規定した。すなわち、

(a) (略)

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。(以下略)。

この規定によって、世界貿易機関(World Trade Organization, 以下「WTO」という。)加盟国は植物の品種の保護に関する何らかの制度を定める必要が生じた。そこで、品種の保護の在り方として次の選択肢が考えられる。すなわち、①植物を特許の対象から除外し、品種についてのみ効果的な特別の制度により保護する、②植物を特許の対象から除外しないで、品種についても特許により保護する、③植物を特許の対象から除外しないで、品種については特許と効果的な特別の制度の両制度により保護する、④品種のみ特許の対象から除外し、品種は効果的な特別の制度により保護する、の4つである(Leskien and Flitner, 1997)。

わが国や米国は③の品種保護の在り方を採用し、EU諸国にノルウェー等を加えたヨーロッパの主要な国はヨーロッパ特許条約により④を採用している。一方、開発途上国は①の選択肢を採用する 경우가多く、この場合にはUPOV条約に加入するか、UPOV条約をモデルにした品種保護法あるいは独自の品種保護法を制定するかいずれかの対応をとる必要があった。

UPOV条約加盟国数は、1990年までは先進国19カ国にすぎなかったが(山名, 1999)、TRIPS協定が策定された1994年以降、増加し、2011年8月時点の加盟国数は70カ国となっている。このうち非OECD国は38ヶ国となっているが、1994年以降に加盟国となった国が36カ国とそのほとんどを占めている。このうち、ボリビア、中国、ケニヤ、ブラジル、パナマは1991年に改正されたUPOV条約(以下「1991年条約」という。)よりも育成者権が弱いと考えられる1978年改正のUPOV条約(以下「1978年条約」という。)に1999年に加入している(山名, 1999)。また、アジアの開発途上国ではベトナムが2006年に1991年条約に

加入している。わが国は1982年に1978年条約に加入し、その後1998年に1991年条約に移行している。

このように、加盟国数は増加傾向にあるものの、2011年時点でCBDの193ヶ国やITPGRの127ヶ国に比べ少ない。また、先進国の中でも、フランス、カナダ、ノルウェー等9カ国が1978年条約にとどまっている。さらに、アジアやアフリカの多くの開発途上国はUPOV条約に加盟する選択を行わず、UPOV条約をモデルにした品種保護法か、あるいは独自の品種保護法を制定している。この理由として、UPOV条約が持つ以下の問題点が考えられる。

1) UPOV条約加盟国の裁量の範囲

UPOV条約は、品種保護の要件、育成者に付与すべき権利の内容等を具体的に定め、加盟国に義務付けている(鳥飼, 1979)。このことによりUPOV条約は、TRIPS参加国、特に品種保護制度を持たない多くの開発途上国に対して同協定で義務づけられた植物の品種保護を定めるための、国内法のモデルを提供した(江頭, 1991)。しかし、その一方で、条約加盟国が品種保護の要件として新規性、区別性、均一性および安定性以外の要件を採用することを認めていないため、例えば、農民が自家採種を行い、その種子を貯蔵、播種、交換、販売するという農民の慣行が守られることをその基礎的な内容とする農民の権利(大川ら, 2012)の実現等さまざまな国内事情を抱える開発途上国がUPOV条約に整合した国内法を制定することを困難にし、UPOV条約に加盟しない要因の一つになっている。

2) UPOV条約の保護要件

1991年条約は、出願がなされた国においては出願日から1年さかのぼった日以前に他の者への販売その他の譲渡がされていない「新規性」(未譲渡性)、出願時にその存在が一般に知られているすべての他の品種と明確に区別される「区別性」、品種の個体間で特性が十分に均一である「均一性」および繰り返し増殖した後には特性が変わらない「安定性」の4要件を品種保護の要件としている。これらの要件のうちの新規性と区別性は、在来品種を保護対象から除外してしまうため、在来品種の権利者に独占的利用を認めることにより在来品種を保護しているインドのような開発途上国がUPOV条約に加盟しない要因の一つになっている(大川ら, 2012)。

次に、均一性と安定性はそれぞれ保護対象の特定と増殖段階の反復可能性に関する要件であり、品種保護制度に特有の要件と言える。特に均一性については、1978年条約では「十分に類似する(sufficiently homogenous)」が1991年条約では「十分に均一である(sufficiently uniform)」となり、より商業化された遺伝的に均一な作物育種に向かわせる(Robinson,

2009)として批判されている。このような批判に対応するためには、均一性と安定性に代わる要件として「特定可能性」(Identifiability)を採用することが提案されている(Leskien and Flitner, 1997; Crucible II Group, 2001)。この特定可能性は保護の対象を特定するという法的要請を強調した要件で、均一性と安定性の要件が多数の品種特性が均一で変化しないことを求めるのに対し、典型的ないくつかの特性により対象を特定できればよいとするものである。一般に、アジアの開発途上国では、国内の品種保護法において、近代育種による新品種についてはUPOV条約の4要件を採用する一方、農民が選抜・育成した遺伝的に多様な新品種や地域で保全されている在来品種についてはUPOV条約とは異なる要件による独自の保護制度を制定している(Kanniah, 2005)。特に、2004年に成立したマレーシアの新品種保護法(Kanniah, 2005)においては、特定可能性を農民が育成した新品種の登録要件の一つとしている。

3) 育成者権の及ばない範囲：農家の自家増殖

1978年条約における育成者の権利の内容は、第5条(1)の規定により、商業的販売を目的とする登録品種の種苗の生産、販売等について育成者の事前の許諾を必要とすることであった。このため、農家の自家増殖、つまり農家が収穫物の一部を種子として貯蔵し、翌年に播種してその収穫物を販売する行為は、種苗を生産しているものの商業的販売を目的とする種苗の生産ではないことから、育成者の権利が及ばないと解釈されている(早川, 1993)。しかし、1991年条約における育成者権の内容は、第14条(1)(a)の規定により、商業的販売の目的の有無に関わらず種苗を生産する行為、つまり種苗の数を増やす行為にも、原則として育成者権が及ぶこととされた。すなわち、農家の自家増殖にも原則として育成者権が及ぶという構成をとった上で、第15条(2)の育成者権の任意的例外として「各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種(略)を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。」としている。

このように、1978年条約では農家の自家増殖を認めていたが、1991年条約では原則として認めないこととし、各国の裁量により認める場合にも自家増殖種子の交換を認めないことといった一定の制限の下でのみ認められた。このため、農民の権利を重視する国にとっては、1991年条約における農家の自家増殖に関する考え方がUPOV条約に加盟することを難しくしていると考えられる。

以上のことから、UPOV条約加盟国の裁量の範囲、保護の要件および農家の自家増殖の問題のため、アジアやアフリカの多くの開発途上国の条約加盟が難しくなっているという問題点がある。

3. アクセスと利益配分をめぐるUPOV条約とCBDおよびITPGRとの整合

これまで見てきたように、品種の保護制度は特許制度による保護の試みから始まったが、品種の開示の問題等から特許に代わる特別の保護制度としてUPOV条約による品種保護制度が成立し、先進国を中心に普及してきた。しかし、TRIPS協定の成立によりWTO加盟国には品種保護制度の確立が義務づけられたものの、開発途上国の多くはUPOV条約加盟を選択しないで、独自の品種保護法の制定を選択している現状がある。一方、1983年にFAOにおいて「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」(International Undertaking on Plant Genetic Resources, 以下「申し合わせ」という。)が成立したが、この申し合わせの対象である植物遺伝資源にはUPOV条約の対象である新品種が含まれるため、両制度は対象が重なり合っていた。申し合わせでは植物遺伝資源は人類の共有財産であり、制限なく利用できるべきとしたが、UPOV条約では新品種は育成者個人の知的財産であり、その利用にあたっては育成者の事前の許諾を必要とした。このため、FAOでは1989年にUPOV条約の育成者権は申し合わせおよび農民の権利と不整合ではないとする申し合わせ付属書IおよびIIを決議し採択した(Leskien and Flitner, 1997)。しかし、その後の1991年条約と1992年のCBDの成立により、申し合わせとこれらの制度との不整合が明らかとなった。このため、1994年よりFAOにおいて申し合わせの改正作業が開始され、2001年にITPGRが成立した。

このような状況を理解するためには、図2の全体像の中にUPOV条約に加えて植物遺伝資源に係るアクセスと利益配分に関連するCBDとITPGRを位置づけて、これらの国際法を個別独立したものと捉えるのではなく、それぞれを構成要素とする植物遺伝資源の取扱いに関する複数の制度の複合体として考えていくことが有効である(Raustiala and Victor, 2003)。そして、この複合体を構成する植物遺伝資源に係るアクセスと利益配分の仕組みと品種保護制度は、相互に整合性の問題を抱えながら検討されてきた。2012年現在では、図2に示すように、CBD、ITPGRおよび名古屋議定書(2010年10月採択、2012年3月現在2カ国批准しているが未発効)により植物遺伝資源の取り扱いに関する各制度が複雑な様相を呈している。このため、各国はこれまで以上に植物遺伝資源に係るアクセスと利益配分に関する仕組みと品種保護制度との整合性の問題を解決する必要に迫られていると言える。以

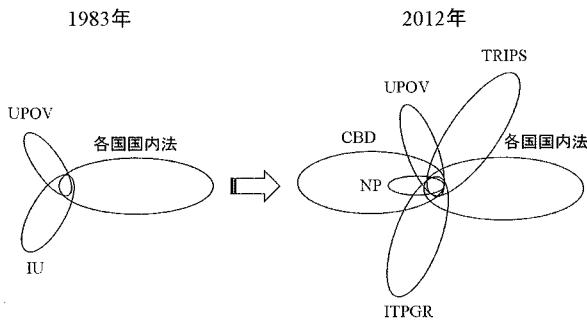


図2 植物遺伝資源の取扱いに関する制度の複合体。

- 注1: UPOVは「植物の新品種の保護に関する国際条約」
 注2: IUは「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」
 注3: ITPGRは「食料農業植物遺伝資源条約」
 注4: CBDは「生物多様性条約」
 注5: NPは「名古屋議定書」
 注6: TRIPSは「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」
 注7: 楕円の大きさは条約の加盟国数等を示す。

下では、主にUPOV条約とITPGRが互いに重なり合う部分、つまり食料農業植物遺伝資源(Plant Genetic Resources for Food and Agriculture, 以下「PGRFA」という。)へのアクセス、利益配分および農民の権利における両条約の整合関係について考察する。

1) UPOV条約とPGRFAへのアクセス

育種の進歩は、在来品種や野生種だけでなく最近育成された品種も含めたすべての育種素材にアクセスできることにより達成できる。このため、育種家はすべての形態の育種材料にアクセスする必要がある、UPOV条約においては育種利用自由の原則の考え方を基本としている(UPOV, 2003)。

ITPGRの多国間制度においては、PGRFAへのアクセス促進が義務づけられており、PGRFAを利用して育成された新品種が「制限なく利用」できない場合には、その品種の商業利用から生じる利益の一定割合の配分が義務となる(大川ら, 2010b)。しかし、育成者権により保護された登録品種の場合には、育種利用が認められることから「制限なく利用」できないとはみなされず、利益配分が義務とならない。このことから、PGRFAへのアクセスに関しては、ITPGRとUPOV条約は整合的であると言える。

2) UPOV条約と利益配分

UPOV条約には、登録品種を育種家が育種目的で利用することや農家が自家消費目的で利用することを認めており、例外規定の形態で利益配分の考え方が組み込まれている。また、育成者は、その品種を利用して新たに育種された品種の育成者から金銭的な利益配分を受ける権利がない。このため、育種家に利益配分を義務づけることは、UPOV条約における育種利用自由の原則と整合しないとしている(UPOV, 2003)。

この考え方は、品種への育種目的等での自由なアクセス自体を利益配分の一形態とみなしたものである。ITPGRは第13条第2項(d)(ii)においてこの育種利用自由の原則を認め、育成者権者の金銭的利益配分を義務化していない(UPOV, 2003)ことから、ITPGRにおける利益配分とUPOV条約は一定の整合関係にあると言える。

なお、1999年に成立したタイの品種保護法(Kanniah, 2005)では、国内の在来品種や野生品種を利用して育成された新品種が登録された場合、登録品種の種苗を販売して得た利益の一定割合を植物品種保護基金に支払うことが義務付けられている。

3) UPOV条約と農民の権利

UPOV条約の目的は新品種の育種の促進であるため、農家の自家増殖は一定の制限の下でのみ認めている。つまり、任意的例外規定である第15条(2)の文言を忠実に解釈すると、同条が対象としている作物は収穫物(the product of the harvest)を繁殖目的で利用する特定の作物、例えば収穫物である穀粒が同時に種子として使用できる穀類のような作物であり、一般に収穫物と種苗の形態が異なる果樹、観賞用植物、野菜にまで適用するのは必ずしも適当でない(UPOV, 1992; UPOV, 2009)。また、条約加盟国は自国の品種保護法において、農家の規模、作付面積、収穫量、育成者に支払う補償金等の要素を考慮して、育種家が新品種の開発を行おうとする意欲を損なわない範囲で、農家の自家増殖を認めることができるとしている(UPOV, 2009)。

一方、農民の権利については、ITPGR第9条1項には「世界の食料および農業生産の基礎となるPGRFAの保全および開発に対してこれまで農民が果たしてきた、また今後も果たすであろう多大な貢献」に由来する権利と認められている。この農民の貢献から発生する権利として、自家採種に関する農民の慣行を維持する権利が農民の一次的権利をなしている(大川ら, 2012)。

これらのことから、UPOV条約における農家の自家増殖とITPGRの農民の権利に関する規定には、不整合が起こる可能性がある。その程度は1978年条約においてはそれほど大きくはないが、1991年条約においては開発途上国政府にとってUPOV加盟を困難にするほどの大きさになっていると言える。

なお、2001年に成立したインドの品種保護法(大川ら, 2012)では、農民が自家採種した登録品種の種子を貯蔵、使用、播種、再播種、交換および販売することを認めている。ただし、登録品種の種子であることを表示した袋に入れて販売することはできない。

以上のことから、UPOV条約では加盟国の裁量に任されている範囲が狭いが、複合体の構成要素であ

る ITPGR では、加盟国の裁量の範囲が広いとため、両条約の法制度上の不整合は生じないが (Gerstetter *et al.*, 2007), 不整合の問題は各国が条約の義務を履行する段階において生じると考えられる。

わが国の品種保護制度の特徴と今後のあり方

植物遺伝資源のアクセスと利益配分の仕組みである ITPGR と CBD は、植物遺伝資源の遺伝的多様性を重視するとともに、特に ITPGR は植物遺伝資源を共有財産として扱う傾向にある。一方、新品種保護制度である UPOV 条約や特許制度は、品種の遺伝的均一性を重視するとともに、特に特許制度は品種を個人財産として扱う傾向が顕著である。現時点において、これらの条約または制度への主な先進国とアジアの開発途上国による参加・対応状況を表 1 に模式的に示す。主な先進国のうち、日本と米国は品種を UPOV 条約と特許制度の両制度で保護しているが、EU は品種の保護を UPOV 条約のみで行っている。このため、日米両国は、EU に比較して、品種の保護にあたって品種をより個人財産とみる傾向が強い制度を採用していると言える。この品種保護に対する考え方の違いが、日米と EU の ITPGR への対応の違いに反映していると考えられる。一方、アジアの多くの開発途上国は、植物遺伝資源の遺伝的多様性や農民の権利を重視し、植物遺伝資源を共有財産として扱う傾向が強いことから、中国のように独自の対応をしている国を除き、ITPGR に参加するとともに、品種の保護にあたって独自の品種保護制度を採用していると考えられる。

このような情勢の中、今後のわが国における品種保護政策においては、国際法との整合性を保ちながら以下のような具体的な施策を推進していく必要がある。

1) 国内の在来品種を保護するための品種保護制度を

確立する。例えば図 3 に示すように、農民の権利を実現するための在来品種保護基金 (仮称) を設立し (大川ら, 2012), 国等の公的支援や以下の 2) ~ 3) により基金に集められた資金を活用して、農家による圃場での生息域内保全に係るコスト負担のための小規模なプロジェクトや地域遺伝資源保存機関の運営の支援等を行うことを通じて、在来品種の保全と利用を促進するとともに地域の振興を図る。また、基金を運営するために、地域の農民、育種家、消費者等からなる運営協議会を設置する。

2) 地域保存機関が育種家に在来品種を配布する場合は、利益の一部を基金に払い込むことを義務付ける材料移転契約により行う。材料移転契約は、ITPGR の標準材料移転契約 (Standard Material Transfer Agreement, 以下「SMTA」という。) をモデルに作成する。なお、農家に配布する場合は種子としての直接的な利用を認める。

3) 基金は、地域の食品関連業者や消費者等に対して、伝統的食文化財である在来品種の保存の重要性につ

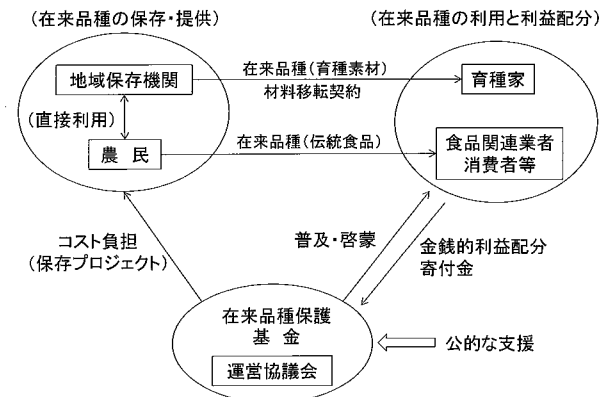


図3 わが国における今後の在来品種保護制度。

表1 各国の植物遺伝資源の取り扱いに関する諸制度への参加・対応状況

国または地域	アクセスと利益配分の仕組み			品種保護制度	
	ITPGR	CBD	独自の制度	UPOV	特許制度
米国	—	—	—	○ 1991	○
日本	—	○	—	○ 1991	○
韓国	○	○	—	○ 1991	—
EU	○	○	—	○ 1991	—
中国	—	○	—	○ 1978	—
タイ	—	○	○	—	—
インド	○	○	○	—	—
マレーシア	○	○	○	—	—

注1: 「○」は条約への参加または制度の採用, 「—」は不参加または不採用を示す。

注2: ITPGR は「食料農業植物遺伝資源条約」

注3: CBD は「生物多様性条約」

注4: UPOV は「植物の新品種の保護に関する国際条約」, 数字はそれぞれ 1978 年条約, 1991 年条約を示す。

注5: EU は「欧州連合」

いて普及啓蒙活動を行うとともに、広く寄付金を募る活動を行う。また、在来品種の収穫物や加工品を地域で消費することを推進する活動を行う（大川ら、2012）。

4) 種苗法における農家の自家増殖を認める範囲については、農民の権利を実現する視点から、農民の自家採種が慣行となっている作物については引き続き自家増殖を認める。

5) 種苗法における品種登録出願時に提出された出願品種の種子の半分は指定された保存機関に保存し、登録が切れた品種については遺伝資源として自由に配布できるようにする。

6) アジア地域の UPOV 条約加盟国間において、特許における特許協力条約にあたるような、新品種の外国出願にあたっての出願手続きを統一する制度を構築する。

7) 現在未加入である ITPGR に加入し、ITPGR の SMTA による海外遺伝資源の導入や国内での利用を促進する。また、ITPGR の多国間制度の対象となる作物の範囲（大川ら、2010b）の拡大を積極的に推進する。

さらに、CBD の名古屋議定書第 15 条では、わが国の種苗法が海外での登録品種の違法な使用、つまり育成者権者の事前同意（Prior Informed Consent）を取らないで遺伝資源である登録品種を国外に持ち出して利用する行為に対して法的な効力を持つとともに（磯崎、2011）、外国の品種保護法がわが国に適用されることとなるため、このような新たな国際状況に対応できる国内体制の整備が必要である。

以上のような具体策をとることにより、植物遺伝資源のアクセスと利益配分に係る主要な条約と整合性のとれた品種保護制度が構築され、育種の振興と持続可能で多様性に富んだ農業の展開につながるのと同時に、ITPGR 加入後の国内対応措置とすることができる。

引用文献

相澤英孝 1994. バイオテクノロジーと特許法. 弘文堂 (東京) p.288.
 赤保谷明正・長谷川栄一・正林和英・丸山恵三・紋谷暢男・米倉章 1979. 植物新品種保護法をめぐって (上): 主として種苗法について. *ジュリスト* **683**: 15-23.
 Crucible II Group 2001. Seeding Solutions: Options for national laws governing control over genetic resources and biological innovations. International Development Research Center (Ottawa), International Plant Genetic Resources Institute (Rome) and Dag Hammarskjöld Foundation (Uppsala) pp.152-155.
 Demsetz, H. 1967. Toward a Theory of Property Rights. *The American Economic Review* **57**: 347-359.
http://www.econ.ucsb.edu/~tedb/Courses/Ec100C/Readings/Demsetz_Property_Rights.pdf (browsed on 2012.3.16)
 江頭公子 1991. 改正 UPOV 条約について. *ジュリスト* **990**: 31-35.
 Gerstetter, C., Benjamin, G., Kirsten, N and S. Dora 2007. The In-

ternational Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture within the Current Legal Regime Complex on Plant Genetic Resources. *The Journal of World Intellectual Property* **10**: 259-283.

早川泰弘 1993. 植物品種保護制度の歴史と現状. *農林水産技術研究ジャーナル* **16**: 40-47.
 磯崎博司 2011. 名古屋議定書の概略と論点. 植物遺伝資源へのアクセスと利益配分: 生物多様性条約の課題 (磯崎博司・炭田精造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦編). 信山社 (東京) 264-278.
 Kanniah, R. 2005. Plant Variety Protection in Indonesia, Malaysia, the Philippines and Thailand. *The Journal of World Intellectual Property* **8**: 283-310.
 Leskien, D. and M. Flitner 1997. Intellectual Property Rights and Plant Genetic Resources: Options for a Sui Generis System. *Issues in Genetic Resources* **6**: 3-54. http://www.biodiversityinternational.org/fileadmin/biodiversity/publications/pdfs/497_Intellectual_property_rights_and_plant_genetic_resources_Options_for_a_Sui_Generis_system.pdf?cache=1329231820 (browsed on 2012.3.16)
 中山信弘 2003. 工業所有権法 上: 特許法 (第二版増補版). 弘文堂 (東京) p.544.
 農林水産省 1983. 種苗法の解説 (農林水産省農蚕園芸局種苗課編). 地球社 (東京) p.245.
 農林水産省 2009. 最新 逐条解説 種苗法 (農林水産省生産局知的財産課編). ぎょうせい (東京) p.764.
 大川雅央・新野孝男・白田和人・長峰 司 2010a. 食料農業植物遺伝資源条約への加入を可能とする条文解釈の提案. *熱帯農業研究* **3**: 47-56.
 大川雅央・新野孝男・白田和人・長峰 司 2010b. 食料農業植物遺伝資源条約の標準材料移転契約における金銭的利益配分に関する考察. *熱帯農業研究* **3**: 70-78.
 大川雅央・新野孝男・白田和人・長峰 司 2012. 農民の権利に係る国際状況とわが国の現状に対する提言. *育種学研究* **14**: 1-8.
 Raustiala, K. and D. G. Victor 2003. The Regime Complex for Plant Genetic Resources. Stanford University. pp.1-32. http://iis-db.stanford.edu/pubs/20190/pgr_regime_complex.pdf (browsed on 2012.3.16)
 Robinson, D. 2009. UNEP/CBD/WG8j/6/INF/15: Exploring components and elements of sui generis systems for plant variety protection and traditional knowledge in Asia. pp.7-47. <https://www.cbd.int/doc/meetings/tk/wg8j-06/information/wg8j-06-inf-15-en.pdf> (browsed on 2012.3.16)
 鳥飼慶三 1979. 国際的にみた新品種保護制度の現状. *ジュリスト* **683**: 50-56.
 UPOV 1992. Records of the Diplomatic Conference for the revision of the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants. UPOV (Geneva) pp.351-359, 366-373, 396-398.
 UPOV 2003. Access to genetic resources and benefit-sharing: Reply of UPOV to the notification of June 26, 2003, from the executive secretary of the CBD. pp.2-5. http://www.upov.int/export/sites/upov/news/en/2003/pdf/cbd_response_oct232003.pdf (browsed on 2012.3.16)
 UPOV 2009. UPOV/INF/6/1: Guidance for the preparation of laws based on the 1991 act of the UPOV Convention. pp.72-75. http://www.upov.int/export/sites/upov/en/publications/pdf/upov_inf_6_1.pdf (browsed on 2012.3.16)
 山名美加 1999. UPOV と生物多様性条約 (CBD): インドにおける「育成者の権利」と「農民の権利」をめぐる考察. *阪大法学* **49**: 309-327.